

八幡浜・西宇和地区教科用図書採択協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項に基づき、採択地区内の市町立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択に当たって、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、八幡浜・西宇和地区教科用図書採択協議会という。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下、「関係市町教育委員会」という）が、これを設ける。

- 一 八幡浜市教育委員会
- 二 伊方町教育委員会

(構成員)

第4条 委員は次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市町教育委員会の教育長
- 二 関係市町教育委員会がそれぞれ指名する関係市町教育委員会の委員それぞれ1名
- 三 関係市町教育委員会の教科用図書採択事務担当課長

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

ただし、第1回の会議においては、八幡浜市教育委員会教育長が招集する。

- 2 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 構成員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で採決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(選定委員)

第7条 協議会には、選定について意見を聞くために選定委員を置くことができる。

- 2 選定委員は学校教育について専門的知識を有するもの、保護者のうちから、協議会が委嘱する。
- 3 選定委員は、種目ごとに選定結果をとりまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 協議会は、選定委員会の意見を尊重するものとする。

(調査員)

- 第8条 協議会には、必要に応じて調査員を置くことができる。
- 2 調査員は、教科用図書に関し、専門的な調査研究を行う。
 - 3 調査員は、採択地区の校長、教頭及び教諭のうちから委嘱する。
 - 4 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果をとりまとめた資料を作成し、選定委員会及び協議会の会議に報告する。

(教科用図書の選定の方法)

- 第9条 教科用図書の選定は、第7条第3項の報告及び愛媛県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。
- 2 前項の協議が整わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
 - 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
 - 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(庶務)

- 第10条 協議会の庶務は、八幡浜市教育委員会学校教育課において行う。

(委任)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(公開)

- 第12条 静謐な採択環境を確保するため、会議は非公開とする。
- 2 協議会で作成した文書は公文書の扱いとし、情報の提供及び公開の対象とする。ただし、個々の委員の賛否は公開しない。

(経費の支弁の方法)

- 第13条 協議会に要する費用は、各関係市町の協議により決定した額について、関係市町が負担する。

附 則 この規約は、平成17年6月7日から施行する。

附 則 この規約は、平成26年5月19日に一部を改訂し、施行する。

附 則 この規約は、平成27年4月1日から施行する。